

## 契約書

自動車安全運転センター（以下「甲」という。）と、(採択者)（以下「乙」という。）とは、令和8年度「交通安全等に関する公募による委託調査研究」（以下「調査研究」という。）につき、次のとおり契約を締結する。

件名 交通安全等に関する公募による委託調査研究

研究課題 (採択課題名)

研究期間 本契約締結の日から令和9年3月31日

研究に係る代表責任者 (採択者名)

調査研究費 (委託費) 円 (税込)

(総則)

第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、調査研究を実施し、その成果として報告書及び報告書の要旨を作成し提出する。

2 乙は、調査研究の詳細について甲と随時打合せを行い、その指示に従うものとする。

3 乙は、調査研究を実施するにあたり、法令を遵守しなければならない。  
(調査研究費の支払いと支出の報告)

第2条 甲は、本契約を締結し、かつ、別途甲が指定する振込口座申請書を乙から受領した日から2週間以内に調査研究費を、乙に支払うものとする。

なお、調査研究費の金額については本調査研究の成果物引渡日における税率による消費税を含むものである。

2 甲の責めに帰すべき事由により、前項の調査研究費が同項に規定する期間内に支払われなかったときは、乙は甲に対して支払期限到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、支払遅延金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない事由により期限までに支払いをしない場合は、当該事由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 乙は、研究期間の末日までに、調査研究の実施に係る支出の結果を、任意の

帳簿を備えて記載し、その支払いの事実を証明する書類を添付して提出するものとする。

- 5 乙は、前項の支出の総額が調査研究費に満たない場合には、甲の指示に従い、その差額を速やかに甲に返還するものとする。

(安全運転中央研修所の施設等の利用)

第3条 乙は、調査研究を実施するために必要な範囲内で、安全運転中央研修所の施設等は無償で利用することができる。

- 2 乙は、安全運転中央研修所の施設等を利用する場合は、あらかじめ、利用を希望する日(期間が複数日に渡る場合はその初日)の1か月前までに甲に連絡するとともに、その計画について、利用予定日時、利用予定の施設等につき、甲と調整するものとする。

- 3 安全運転中央研修所の施設等の利用は、甲が実施している研修業務を優先するものとする。

- 4 安全運転中央研修所の施設等の利用には、安全運転研修所の教官等の甲の職員の役務の提供は含まれない。

- 5 安全運転中央研修所の施設等を利用する際は、あらかじめ甲の定める手続きにしたがって、承認を得るものとする。

- 6 乙は、安全運転中央研修所の施設等を利用する場合には、善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(研究実施計画の提出と遵守)

第4条 乙は、本契約の締結にあたり、研究実施計画を甲に提出するとともに、これに基づき研究を実施するものとする。

(研究実施計画の変更)

第5条 乙は、研究実施計画を変更する場合(第2条第1項に規定する調査研究費の範囲内で研究費の用途を変更する場合も含む。)は、速やかに研究実施計画を修正し(修正前、後の内容と残予算の執行計画が分かるようにすること。)、理由を記した書類を添付して甲に提出し、承認を受けなければならない。ただし、研究課題名及び研究の代表責任者に関してはその変更を認めない。

- 2 乙は、住所、名称及び代理人を変更したときは、甲に遅滞なく届け出なければならない。

(再委託)

第6条 乙は、調査研究を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、調査研究の一部であって、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

- 2 乙は、再委託をする場合には、再委託先(再々委託先及びそれ以下の委託先

を含む。以下同じ。)にも本契約を遵守させなければならない。

3 乙は、再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。

4 乙は、再委託をする場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項(第10条から第25条まで及び第37条を含むが、これらに限定されない。)について、再委託先と書面で約定しなければならない。

5 乙は、乙及び再委託先毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用を行ってはならない。

(債権債務の譲渡の禁止)

第7条 乙は、調査研究の実施により生じる債権及び債務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に甲と協議のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(中間報告会の実施)

第8条 乙は、研究期間中1回に限って甲が別に定める日時に、調査研究の実施状況を報告するものとする。

2 乙は、前項の報告に際し、あらかじめ電子ファイルにて資料を作成し、事前に甲に提出するものとする。

(報告書及び報告書の要旨の提出)

第9条 乙は、調査研究の成果として、報告書及び報告書の要旨を2種類(ホームページ掲載用及び広報誌紹介記事用)作成するものとする。

2 前項の報告書及び報告書の要旨には、研究課題名、乙を含む研究主体の団体名、研究内容及び成果のほか、安全運転中央研修所の施設等を利用した場合は、その事実を記載するものとする。さらに報告書には、提出日と研究代表者及び研究実施体制を記載するものとする。

3 第1項の報告書はA4サイズ2,000字詰め30枚以上、報告書の要旨はA4サイズ2,000字詰めホームページ掲載用が2枚以上4枚以内(図表を含めてもよい・カラー原稿可)、広報誌紹介記事用が1枚以上2枚以内(図表なし・白黒原稿)を原則とする。原稿分量が2枚(図表なし・白黒原稿)の場合は、ホームページ掲載用の原稿と広報誌紹介記事用の原稿が同一でも差し支えない。ただし、これによらない場合は、乙は甲に対して事前に連絡し、協議するものとする。

4 第1項の報告書及び報告書の要旨は、研究期間の末日までに、電子ファイルにて甲に提出するものとする。

(最終報告会の実施)

第10条 乙は、研究期間の末日以降1回に限って甲が別に定める日時に、調査研究の成果を報告するものとする。

2 乙は、前項の報告に際し、あらかじめ電子ファイルにて資料を作成し、事前に甲に提出するものとする。

(調査)

第11条 甲は、前条第4項の規定に基づく報告書及び報告書の要旨の提出を受けたとき又は本契約が解除若しくは変更されたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、調査研究が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査するものとする。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、調査研究の進捗状況及び調査研究費の使用状況(調査研究費により取得した物品の取扱い状況を含む。)について調査する必要があると認めるときは、乙にその報告をさせ、職員又は甲の指定する者に当該調査研究に係る進捗状況及び帳簿、書類その他必要な物件等を調査させることができる。

3 乙は、前2項の調査に協力しなければならない。

(知的財産権の範囲)

第12条 調査研究の実施によって得た調査研究上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び同法に規定する特許を受ける権利
- (2) 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び同法に規定する実用新案登録を受ける権利
- (3) 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び同法に規定する意匠登録を受ける権利
- (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)
- (5) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む。)
- (6) 外国における前各号に掲げる権利に相当する権利
- (7) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議のうえ、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

2 本契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権(前項第5号及び第6号(第5号に掲げる権利に相当する権利に限る。))に掲げる権利をいう。以下同じ。)の対象となるものについては創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める

行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為及び著作権については著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第13条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出たときは、調査研究上の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、調査研究上の成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、次条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に調査研究上の成果に係る知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しないときは、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認めるときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第14条 乙は、調査研究上の成果に係る産業財産権(第11条第1項第1号から第4号に掲げる権利及び同項第6号に掲げる権利(同項第1号から第4号に掲げる権利に相当する権利に限る。))をいう。以下同じ。)の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に甲の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けたときは、設定の登録等の日から60日以内に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、調査研究により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に書面により甲に報告しなければならない。ただし、第8条又は第9条の規定に基づき甲に提出された著作物については、この限りではない。

5 乙は、調査研究上の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第15条第2項に規定する場合を除く。)は、遅滞なく書面により甲に報告しなければならない。

6 乙は、調査研究上の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自らによる実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

第15条 乙は、調査研究上の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第20条及び本条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第12条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第16条 乙は、調査研究上の成果に係る知的財産権について、甲以外の第三者に

実施を許諾するときは、第 12 条、第 17 条、第 20 条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、調査研究上の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲の承認を受けなければならない。ただし、第 12 条第 1 項第 4 号イからハに定める場合には、当該専用実施権等の設定等の事実を甲に通知することで足りることとする。

(知的財産権の放棄)

第17条 乙は、調査研究上の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

第18条 甲及び乙は、第 11 条第 1 項第 7 号に規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

- 2 前項の秘匿すべき期間は、調査研究の完了又は廃止の日の属する会計年度の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第19条 甲は、第 12 条第 2 項の規定により乙から産業財産権を譲り受けたときは、乙に対し、乙が既に負担した当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続きに要した費用の全部を負担するものとする。

- 2 甲が、第 12 条第 2 項の規定により乙から産業財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙は、産業財産権の出願又は申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続きを甲の承諾を得て甲の名義により行うものとし、当該手続きに係る産業財産権の登録が行われなかったときは、当該手続きに要した費用の全部を乙の負担とするものとする。

(職務発明規程の整備)

第20条 乙は、契約の締結後、速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が調査研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属するときは、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。

(成果の利用行為)

第21条 甲及び甲が指定する者は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、調査研究により納入された著作物に係る著作権について、無償で実施することができる。

- 2 乙は、甲及び甲が指定する者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、調査研究の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、調査研究による成果である旨を標記するものとする。

(知的財産等の実施)

第22条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わなければならない。

(取得物品の取扱い)

第23条 乙は、調査研究費により取得した物品を研究期間(第26条又は第27条の規定により変更した場合には変更に係る期間)が終了するまでの間、調査研究を実施するために無償で使用することができる。

- 2 乙は、前項に規定する物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。契約が終了した後も同じとする。
- 3 乙は、前項に規定する物品のうち有形の備品(耐用年数が1年以上の物品。)には、調査研究により取得したものである旨の標示をしなければならない。ただし、標示ができない特段の事由がある場合を除く。
- 4 乙は、契約終了後の備品の取扱いについては、甲の指示に従わなければならない。
- 5 乙は、契約終了後、引き続き、本契約に係る調査研究(当該調査研究と関連する調査研究を含む。)を行うために必要がある場合には、甲に対し甲が定めるところにより備品の貸付を申請することができる。

(秘密の保持)

第24条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意がなければ、秘密情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

- 2 甲及び乙は、前項に基づいて第三者に秘密情報を開示する場合には、当該第三者に対し、契約に基づき負う秘密保持義務と同内容の秘密保持義務を負わせなければならない。
- 3 甲及び乙は、相手方の秘密情報を調査研究のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
- 4 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密保持情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する情報については、前4項の規定を適用しない。

(1) 知り得た際、既に公知となっている情報

- (2) 知り得た後、甲又は乙の責に帰すべき事由によらずして、刊行物その他により公知となった情報
  - (3) 知り得た時点で、既に自己が保有していたことを書面で証明できる情報
  - (4) 知り得た後、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したことを証明できる情報
- 6 甲及び乙は、法令により開示が義務付けられている場合又は公的機関に開示を求められた場合は、必要かつ相当な範囲で秘密情報を開示することができる。
- 7 甲及び乙は、自己に所属する職員及び調査研究の遂行、評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れたのちも含め、本条と同内容の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 8 本条に規定する秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当する情報をいう。
- (1) 調査研究の実施に当たり相手方より開示を受け、又は知りえた相手方の情報であって、相手方より秘密である旨の書面による明示があったもの
  - (2) 調査研究の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面で合意したもの（ただし、ノウハウに該当する情報の秘匿期間については、第18条第2項の規定に基づき定められた期間とする。）

(個人情報取扱い)

第25条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
  - (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、職員又は甲の指定する者に乙の事務所及びその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示（個人情報を甲に返還させることを含む。）をすることができる。

- 5 乙は、調査研究が完了し、又は本契約が解除された場合には、甲から預託を受けた個人情報速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、調査研究の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(不正に対する措置)

第26条 甲は、乙に不正の疑いがある場合は、乙に対して調査を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けた場合又は本契約に関する不正があった場合は、その調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、不正の有無及びその内容を調査することができる。このとき乙は、調査に協力しなければならない。
- 4 甲は、本契約に関する不正が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 甲は、前項の規定により、本契約を解除したときは、契約解除の額又は既に支払った調査研究費の額のいずれか低い額を返還させることができる。
- 6 乙は、前項の規定により、不正に係る調査研究費を返還するときは、不正に係る調査研究費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金として納付した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した遅延利息を付加しなければならない。
- 7 甲は、不正の事実が確認できたときは、氏名及び不正の内容を公表することができる。
- 8 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

(研究期間の末日の無償変更)

第27条 乙は、天災その他乙の責めに帰すことのできない事由により、研究期間の末日までに本契約を履行することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して申請を行うことにより、研究期間の末日の変更を求めることができる。ただし、その変更は甲乙協議して定めるものとする。

(研究期間の末日の有償変更)

第28条 乙の責めに帰すべき事由により、研究期間の末日までに本契約を履行することができない場合において、研究期間の末日後において本契約を履行する見込みがあるときは、甲は乙から遅滞金を徴収して研究期間の末日を変

更することができる。

- 2 前項の遅滞金は、研究期間の末日の翌日から甲が前項の規定により研究期間の末日を変更した日まで、1日につき調査研究費の1,000分の2に相当する額とする。
- 3 前項の規定により計算した遅滞金の額については、第2条第3項の規定を準用する。

(契約の解除等)

第29条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除し、又は変更することができる。

- (1) 乙が、研究期間の末日(第26条又は前条第1項の規定により、研究期間の末日を変更した場合には、その変更に係る末日をいう。)までに調査研究を完了しないとき又は調査研究を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
  - (2) 乙が解除を申し出たとき。
  - (3) 本契約の履行に関し、乙又は再委託先の代表者、代理人又は使用人その他の従業者に不正の行為があったとき。
  - (4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の各規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により本契約を解除した場合(乙にその責めに帰すべき事由がない場合に限る。)、乙は、甲と協議の上、調査研究費(前項各号に規定する事由が生じる前に乙が支出した部分を除く。)の全部又は一部を返還するものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第30条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第31条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第32条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第33条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償及び違約金)

第34条 甲は、第28条第1項、第29条、第30条又は前条第2項の規定により本契約を解除し、又は変更した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 甲は、第 28 条第 1 項(乙の責めに帰すべからざる事由により解除した場合を除く。)、第 29 条、第 30 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、乙から調査研究費の 100 分の 10 に相当する額を違約金として徴収する。ただし、第 27 条の規定により研究期間の末日の有償延伸を行った後に解約した場合には、頭書の研究期間の末日の翌日から甲が乙に対して解約の通知をした日までの遅滞金相当額を違約金としてさらに徴収する。
- 3 前項に定める違約金については、第 2 条第 3 項の規定を準用する。
- 4 第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第35条 甲は、本契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、乙から調査研究費の 100 分の 10 に相当する額を違約金として徴収する。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は同法第 19 条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
  - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は同法第 2 1 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは独占禁止法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲は、本契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、乙から調査研究費の 100 分の 10 に相当する額のほか、調査研究費の 100 分の 5 に相当する額を違約金として徴収する。
- (1) 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 2 第 8 項又は第 9 項の規定の適用があるとき。

- (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前二項に定める違約金については、第2条第3項の規定を準用する。
- 4 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 6 乙は、本契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(甲の責任における契約の解除又は変更)

第36条 甲は、必要がある場合には本契約を解除し、又は変更することができる。

この場合において、調査研究費又は研究期間の末日を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項により本契約を解除し、又は変更した場合は、乙は、甲と協議の上、調査研究費を返還するものとする。
- 3 第1項の場合において、乙から損害賠償の請求があったときは、甲は解除又は変更となった部分に対する調査研究費に相当する額の範囲において、甲乙協議して定めた損害額を乙に対して支払うものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第37条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(第三者損害賠償)

第38条 乙が本契約を履行するうえで、第三者に損害を与えたときは、乙がその賠償の責めを負う。

(相手方に対する通知の発効時期)

第39条 書面による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては受信の日から、それぞれの効力を生ずる。

(その他の事項)

第40条 乙は、本契約に定める事項のほか、甲が別に定める調査研究の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

2 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

3 前項の規定による協議が整わないときは、乙は、甲の意見に従わなければならない。

なお、甲の意見に対し、乙が不服を申し立てるときは、甲を提訴することができる。

4 本契約に関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

5 本契約書に定める契約条項と、乙が定める内部規程が異なる場合は、本契約書に定める契約条項を優先するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区紀尾井町3番6号  
紀尾井町パークビル2階  
自動車安全運転センター  
契約担当役 理事長 檜垣 重臣

乙 (採択者所属機関住所)  
(採択者所属機関名)  
(採択者所属機関代表者名)